議案第87号

字の区域及び名称の変更について

向日市森本東部地区土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり字の区域及び名称を変更する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称の変更は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

令和5年11月24日提出

向日市長 安 田 守

次の表の右欄に掲げる土地並びにその土地に隣接·介在する道路及び水路を同表の 左欄に掲げる字に変更する。

変更後		変更前		
大字	小字	大字	小字	地番
ニデック	_	森本町	竹図子	1の1から1の3まで、2の一部、3
パーク				の一部、4の一部、4の1、5、5の
				1、5の2、6から10まで、10の
				1,11,12,1201,130-
				部、14の1の一部、15の1の一部、
				16の一部、17の2の一部、18の
				1の一部、18の2の一部、18の3、
				19の1の一部、19の2、19の3
			上町田	15の一部、16の1の一部、16の
				2の一部、17の一部、18の一部、
				19の一部、20の1、20の2、2
				0の3の一部、21の1、21の2の
				一部、21の3の一部、21の4、2
				2の一部、23の一部、24の一部、
				25の一部、26の3の一部
			下町田	1,101,201,202,301
				から3の4まで、4の1、4の2、5、
				6、7の1の一部、7の2、8の一部、
				9の一部、10の一部、11の一部、
				12の一部、17の2の一部、18の
				1の一部、19の1の一部、20、2
				1,2101,22,2201,22
				の2、23の一部、23の1、24の
				1の一部、25の一部、31の1、3

				102,3103,3104,32,
				33の1、33の2の一部、40、4
				2, 43
森本町	野田	森本町	竹図子	2の一部、3の一部、4の一部、19
				の1の一部
			上町田	27の3の一部、27の4、33の1
				の一部、34の1、34の2の一部
	竹図子		戌亥	1205,1206,1302,14
				02,1502,1602,1702,
				1802,1902,2002
	上町田		野田	23の2の一部、25の1の一部、2
				5 O 2
	春日井		下町田	7の1の一部、8の一部、9の一部、
				10の一部、11の一部、12の一部、
				13の一部、14の一部、15の一部、
				16の1の一部、16の2の一部
			東ノ口	40の1の一部、40の2の一部
	下町田		東ノ口	2802,2902,3102,39
				の2、40の1の一部、40の2の一
				部
			佃	203,204

備考 上記の土地の地番は、令和5年9月19日現在のものである。

向日市森本東部地区土地区画整理事業 _{従前の土地と新大字・新小字区域界の重ね図}

